

従業員表彰実施要領

(趣旨)

1. この実施要領は、宝塚商工会議所表彰規則に基づく従業員の表彰について、必要な事項を定めるものとする。

(資格)

2. 推薦者（事業所等）と被推薦者の資格をそれぞれ次のように定める。

(1) 推薦者（事業所等）

次の①から③をすべて満たす会員事業所

- ①基準日（10月1日）現在、会員として3ヶ月以上経過していること。
- ②原則として、宝塚市内の営業所、事務所、工場または事業場であること。
- ③前年度までの会費を完納していること。（当該年度からの新規加入会員は、加入時に納入すべき会費を納入していること。）

なお、以下の団体に所属する事業所は、団体からの推薦とする。

ア. 商店会 イ. 市場 ウ. 料飲組合 エ. 理容組合 オ. 美容組合

(2) 被推薦者

次の①から③をすべて満たす従業員

- ①基準日（10月1日）現在、上記2（1）に定める宝塚市内の会員事業所に勤務する、常時雇用される従業員（注）であること。ただし、特別功労従業員表彰については、基準日（10月1日）現在、市内事業所で原則として1年以上勤務していること。
- ②法令違反並びに公序良俗に反する者は、その対象としない。
- ③成年被後見人並びに法令による刑の執行が猶予されている者は、その対象としない。

（注）常時雇用される従業員とは、雇用形態を問わず、期間を定めずに雇用契約されている人、もしくは1ヶ月を超える期間を定めて雇用されている人をいう。（パート、アルバイト可。ただし、1週間の所定労働時間が20時間以上であること。）

(推薦の基準)

3. 各表彰の推薦基準をそれぞれ次のように定める。

A. 奨励従業員表彰（当所会頭の表彰）

勤続年数が5年以上10年未満であり、かつ職務に精励し、勤務成績、品行共に他の模範となる者。

B. 優良従業員表彰（宝塚市長と当所会頭の連名表彰）

勤続年数が10年以上20年未満であり、かつ職務に精励し他の模範となる者で、事業主（または事業所の長）が勤務成績、品行共に優秀と認める者。

C. 優秀従業員表彰（宝塚市長と当所会頭の連名表彰）

勤続年数が20年以上30年未満であり、かつ職務に精励し他の模範となる者で、事業主（または事業所の長）が勤務成績、品行共に優秀と認める者。

D. 永年功労従業員表彰（日本商工会議所会頭と当所会頭の連名表彰）

勤続年数が30年以上であり、かつ後進の指導育成に努めるとともに事務および生産の合理化、技術考案および工夫、売上・収益の増加等を通して事業所の発展に寄与した者。

E. 特別功労従業員表彰（宝塚市長と当所会頭の連名表彰）

勤続年数にかかわらず、事務および生産の合理化、技術考案および工夫、売上・収益

の増加等を通して事業所の発展に寄与した者。(具体例については別途例示する。)ただし、理由となる事実が確認しえない場合、表彰を行わない。

- ①同じ表彰への推薦・・・できません。ただし、D特別功労従業員表彰の場合のみ、受賞した年度より5年度以上経過していれば推薦できます。
- ②他の表彰への推薦・・・できます。ただし、D特別功労従業員表彰を受賞した者を他の表彰に推薦する場合には、受賞した年度より5年度以上経過している必要があります。
(例) H21年度受賞の場合、H26年度以降推薦できます。

(推薦)

4. 推薦について次のように定める。

(1) 提出書類

以下の書類を当所の定める期間内に提出するものとする。(必着)

- ①「商工優秀・優良従業員表彰推薦書」(当所指定)
- ②特別功労従業員表彰については、原則としてその功績を表すデータ・資料等を推薦書に添付すること。

(2) 推薦人数と推薦順位

1 会員事業所、1 団体から推薦できる人数は、3 に定める全表彰あわせて5名までとする。ただし、奨励従業員表彰については内1名までとする。また、推薦者は必ず推薦順位を付記することとし、順位の記載がない場合は、勤続年数で、同一年数の時は氏名50音順で順位を決定する。

(3) 期間の算定

勤務年数他期間算定等の基準日は、毎年10月1日をもって起算する。また、次の場合は、年数を通算して計算する。

- ①本支店のある企業で、市外事業所から市内事業所へ転勤した場合の勤続年数は通算する。
- ②退職した場合であっても、3年以内に同一の会員企業に復職した場合は、前後の年数を通算する。
- ③合併、譲渡または内容もしくは組織の変更があった場合においても、事実上同一の会員企業が存続し、引き続きそれに勤務している限り、合併等の前の勤続年数を含めて計算する。
- ④臨時雇用期間。

(推薦後の変更通知)

5. 推薦してから表彰されるまでの間に、被推薦(表彰)者が推薦事由に該当しなくなった場合は、その旨をただちに事務局に通知すること。

(表彰)

6. 表彰について次のように定める。

(1) 表彰の決定

被表彰者は、選考委員会(宝塚市、宝塚商工会議所総務常任委員会)において審査・選考し、決定する。

(2) 表彰の時期と方法

当所の開催する表彰式において、表彰状と記念品を贈呈する。

(3) 表彰者数

表彰者数は、年度につき全表彰合わせて60名程度とする。

(日本商工会議所表彰への推薦)

7. 永年功労従業員として表彰が決定した者は、日本商工会議所表彰の該当者として推薦する。

(表彰の取消)

8. 次の場合は、表彰を取り消すことができる。

(1) 推薦書その他被表彰者の経歴・功績等に不実の記載があると判明したとき。

(2) 被表彰者が法令等の重大な違反行為をし、または本表彰制度の信用を著しく失墜する行為を行ったとき。

(委任)

9. 上記実施要領に定めのないものについては、総務常任委員会で協議し実施する。

附 則

(実施の時期)

1. この実施要領は、平成18年4月1日より実施する。

(過去の受賞者の対応)

2. 旧実施要領により受賞した者の表彰は、下記の表により判断する。

(1) 旧実施要領の「商業の部」での受賞者

①優良従業員表彰 10年以上15年未満 ②優秀従業員表彰 15年以上

新基準 過去受賞者		優良 (10年以上の部)	優秀 (20年以上の部)	永年功労 (30年以上の部)
		優良	10年から14年	×
優秀	15年から19年	×	×	○
	20年から29年	×	×	○
	30年以上	×	×	×

(2) 旧実施要領の「工業の部」での受賞者

①優良従業員表彰 15年以上25年未満 ③優秀従業員表彰 25年以上

新基準 過去受賞者		優良 (10年以上の部)	優秀 (20年以上の部)	永年功労 (30年以上の部)
		優良	15年から19年	×
20年から24年	×		○	○
優秀	25年から29年	×	×	○
	30年以上	×	×	×

(実施の時期)

1. 3 (推薦の基準) の改正規定は、平成21年8月22日より実施する。

(実施の時期)

1. この実施要領の3及び4の改正規定は平成28年4月1日より実施する。

特別功労者表彰の推薦基準（具体例）

A 次の（１）から（６）において、特に功労のあった者

（１）生産関係

- ①生産品に対する考案、改良、研究を行い企業に貢献した者
- ②生産工程に対する考案、改良、工夫を行い企業に貢献した者
- ③技能の程度が卓越しており、当該職種の作業において第一人者と目される者
- ④技術の開発、育成に尽力し、優れた業績をあげた者
- ⑤科学技術の普及啓発に関して顕著な功績があった者
- ⑥作業効率の向上、製品の品質向上、コストの引き下げ、未利用資源の活用、傷害防止、災害防止等職域における技術の改善向上に貢献した者

（２）販売・サービス関係

- ①販売・接客方法の考案、改善、工夫を行い企業に貢献した者
- ②商品・サービスの改良、工夫に貢献した者
- ③販売・接客技術に優れ、企業に貢献した者
- ④販売増強のため企画改善を行い、企業に貢献した者
- ⑤商品の陳列、ディスプレイ、サービス等に工夫を行い企業に貢献した者
- ⑥顧客満足度（CS）を高める努力を行い、その実績が高く評価された者

（３）情報関係

- ①IT分野において、考案、改良、研究を行い企業に貢献した者
- ②ITを活用し、業務効率を向上させ、企業に貢献した者
- ③ITを活用し、業績向上につなげ、企業に貢献した者
- ④優れたコンテンツを作成し、企業に貢献した者
- ⑤情報漏洩やITの不正利用を未然に防ぎ、企業に貢献した者

（４）安全衛生

- ①職場の安全確保に関する、考案、改善、研究を行い企業に貢献した者
- ②衛生管理の維持に関する、考案、改善、研究を行い企業に貢献した者
- ③従業員の健康増進に関し、考案、改善、研究を行い企業に貢献した者

（５）環境保全、地域貢献活動、国際交流表彰、社会還元活動、善行表彰

- ①省エネルギーを推進し、環境保全に寄与した者
- ②リサイクルの推進に積極的に取り組んだ者
- ③京都議定書に基づくCO₂削減に貢献があった者
- ④化学物質排出量を削減し、低公害に寄与した者
- ⑤地球温暖化防止に積極的に取り組んだ者
- ⑥次世代につなぐ環境保全を行ったと認められる者
- ⑦地方自治体が発行するイベント等に積極的に参加し、その功績が認められる者
- ⑧さまざまなボランティア活動を通じ、地域社会に貢献が認められる者
- ⑨市内産業の振興に寄与したと認められる者
- ⑩宝塚市内の企業と海外企業との経済的・文化的交流を促進し、宝塚市産業の発展に貢献したことが認められる者
- ⑪宝塚市内に在住もしくは訪れる外国人に、宝塚市の好感度をあげる行為を行い、永続的に宝塚市産業の振興に寄与したと認められる者
- ⑫学術・教育の面で、率先して活動し、社会一般の福祉の増進に寄与したと認められる者
- ⑬芸術・文化・福祉の面で、率先して活動し、社会一般の福祉の増進に寄与したと認められる者

- ⑭スポーツ振興において、率先して活動し、社会一般の福祉の増進に寄与したと認められる者
- ⑮バリアフリーのための活動を積極的に行った者
- ⑯自己の危機をかえりみず、人命救出を行った者
- ⑰災害を未然に防ぎ、人命と財産を守った者